

2014年9月25日

報道資料

ナビコムアビエーション株式会社

国土交通省航空局 事業場認定 取得

この度、ナビコムアビエーション株式会社は平成26年9月24日付で国土交通省航空局より航空法第20条第1項の規定により事業場認定第205号を取得致しました。

ナビコムアビエーションでは「地図情報表示装置 NMS-01S」に関して平成24年9月24日付で国土交通省航空局より仕様承認を取得し、これまでに40台余りを出荷してまいりました。このたび航空機検査業務サーキュラーの「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の改正に伴い、仕様承認に係る装備品等を国内で製造する者は、法第20条第1項に基づく事業場認定を取得し、製造することが義務付けられ、これが平成26年9月1日から適用されたことから、同認定を取得したものです。認定取得にあたっては、サーキュラーで必須となっている法第20条第1項第6号の製造検査認定のほかに第7号の修理改造認定も合わせて取得いたしました。

今後とも皆様に安心してお使い頂ける製品の開発及び製造に努めてまいります。

【事業場認定概要】

- 業務の能力 : 1. 装備品の製造及び完成後の検査の能力
2. 装置品の修理又は改造の能力
- 業務の範囲 : 電子補機に係る業務
- 限定 : 地図情報表示装置 NAC 式 NMS-01S 系列型

【会社の概要】

○ナビコムアビエーション株式会社

代表取締役 : 玉中 宏明

所在地 : 東京都千代田区飯田橋3-4-4

主な事業内容 : 航空機電子装備品及び航空機運航支援システムの開発・販売 他

この件に関するお問い合わせ先

ナビコムアビエーション (株) 営業管理部 大高・岩佐 TEL. 03-3265-6747